

新潟県条例第53号

新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び新潟県警察署協議会条例の一部を改正する条例

(新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年新潟県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
(略)			(略)		
新潟県佐渡警察署	佐渡市	佐渡市	新潟県佐渡東警察署	佐渡市	佐渡市のうち湊、夷、夷新、春日、加茂歌代、梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川、歌見、黒姫、虫崎、両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、久知河内、城腰、住吉、原黒、吾潟、立野、上横山、長江、秋津、潟端、下横山、旭、水津、片野尾、月布施、野浦、東強清水、東立島、岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、蛸、北小浦、見立、鷺崎、願、北鶴島、真更川、福浦1丁目及び2丁目、新穂皆川、新穂舟下、下新穂、新穂武井、新穂大野、新穂井内、上新穂、新穂瓜生屋、新穂正明寺、新穂田野沢、新穂潟上、新穂青木、新穂長畝、新穂北方、新穂
			新潟県佐渡西警察署	佐渡市	佐渡市のうち佐渡東警察署の管轄する地域を除く地域
備考 (略)			備考 (略)		

(新潟県警察署協議会条例の一部改正)

第2条 新潟県警察署協議会条例（平成13年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
警察署	警察署協議会の名称	警察署	警察署協議会の名称
(略)	(略)	(略)	(略)
新潟県佐渡警察署	佐渡警察署協議会	新潟県佐渡東警察署	佐渡東警察署協議会

附 則

この条例は、平成31年11月2日から施行する。